

生駒市教育委員会表彰実施要領

平成 27 年 11 月 12 日制定

平成 28 年 10 月 1 日改正

1 趣旨

この要領は、生駒市教育委員会（以下「委員会」という。）が、本市の学校教育及び就学前教育・保育の振興発展に率先して取り組む団体を表彰することに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 対象者

表彰は、本市に所在する団体で、次の各号のいずれかに該当する者に対して行うものとする。

- (1) 子どもの読書活動の推進又は子どもの安全のための見守り活動を継続して実践し、その功績が顕著である者
- (2) その他委員会が特に表彰に値する成績又は行為があったと認める者

3 被表彰者の決定

被表彰者は、学校長又は園長の推薦に基づき、委員会が審査し決定する。
学校長又は園長は被表彰者内申書（様式第 1 号）を委員会に提出し、推薦する。

4 表彰の方法

表彰は表彰状を授与して行う。

5 被表彰者の選考基準等

被表彰者は、この要領 2 に定める対象者であって、次の各号に掲げる事項をすべて満たすものとする。ただし、要領 2 の(2)に規定する対象者にあってはこの限りでない。

- (1) 5 年以上継続して当該活動を行っていること
- (2) 無報酬で行っていること
- (3) 同一の理由による本市の他の表彰（市民功労等）を受けていないこと

6 表彰の時期

表彰は、教育長が適当と認める日に行う。

7 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が定める。